

「滋賀・体験の日」について

「滋賀・体験の日」とは

「滋賀・体験の日」とは、児童生徒が「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の会場に行き見学（観戦）することを企画し、実行することができる日です。

「滋賀・体験の日」を取得して、「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」に参加する場合は、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとし、平日に参加する場合でも欠席とはなりません。「滋賀・体験の日」は、1日単位で年間最大3日まで取ることができます。

「滋賀・体験の日」届け出の流れ

- ① 計画を立てる
 - ・「滋賀・体験の日」の計画を立てる。
- ② 届け出る
 - ・学校から示された方法で、学校に届け出る。→ 学校が承認。
- ③ 滋賀・体験の日
 - ・児童生徒が、「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」いずれかを見学・観戦する。
- ④ 振り返る
 - ・見学・観戦することで、学んだことについて報告書を作成し、学校に提出する。

ご留意いただきたいこと

- ・年に3日まで取ることができます。保護者等との参加を条件とします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、保護者等の責任の下で行ってください。
- ・「滋賀・体験の日」を取ることで受けられなくなる授業内容の補習は、ありません。
- ・給食については、病気等による欠席と同じ対応となります。
- ・事前（原則1週間前まで）に学校へ届け出る必要があります。
- ・届け出た内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- ・振り返りの報告書が提出されない場合には、欠席扱いとなります。
- ・学校によっては、行事などの教育活動のため、「滋賀・体験の日」を取ることができない日がありますので、各学校のルールをご確認ください。